



国際連合広報センター

UNITED NATIONS INFORMATION CENTRE

(広報資料)

プレスリリース 10-005-J

2010年1月29日

日本語訳ができましたので、お知らせします

決定 - / CP.15 (仮訳)

締約国会議は、

2009年12月18日のコペンハーゲン合意に留意する。

コペンハーゲン合意 (仮訳)

コペンハーゲンにおける国連気候変動会議 2009 に出席した各国および政府首脳、閣僚その他下記の代表団長は : [締約国リスト]

条約第 2 条に定めるその究極的目標を追求し、

条約の諸原則および諸規定を指針とし、

2 つのアドホック作業部会による作業の結果に留意し、

長期的協力行動に関するアドホック作業部会に係る決定 x/CP.15、および、京都議定書の下での附属書 I 締約国のさらなる約束に関するアドホック作業部会に対して作業の継続を要請する決定 x/CMP.5 への支持を表明し、

即座に実施されるものとして、このコペンハーゲン合意に合意した。

1. 我々は、気候変動が現代の最重要課題の一つであることを強調する。我々は、共通だが差異のある責任という原則、および、それぞれの能力に応じて、緊急に気候変動に取り組むという我々の強い政治的意志を強調する。気候システムへの危険な人為的介入を防ぐ水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化するという条約の究極的目標を達成するため、我々は、地球の気温上昇を摂氏 2 度未満に抑えるべきとする科学的見地を認識し、公平性に基づき、また、持続可能な開発の文脈で、気候変動と闘うための我々の長期的協調行動を強化しなければならない。我々は、特に悪影響を受けやすい国々に対し、気候変動が及ぼす重大な影響と、対策措置がもたらす将来的影響を認識するとともに、国際的支援を含む包括的な適応プログラムを確立する必要性を強調する。

2. 我々は科学に基づき、また、地球の気温上昇を摂氏 2 度未満に抑えられるよう全世界の排出量を削減し、科学に沿った形で、また公平性に基づき、この目標達成のための措置を講じることを目的

として IPCC 第 4 次評価報告書で示されたように、全世界の排出量の大幅な削減が必要であることに合意する。我々は、排出量を減少に転じさせるまでの期限が開発途上国について比較的長いことを認識しつつ、また、経済開発と貧困根絶が開発途上国にとって第一の最優先課題であること、および、低排出開発戦略が持続可能な開発に欠かせないことを念頭に置きつつ、全世界および各国の排出量ができるだけ早く減少に転じるよう協力すべきである。

3. 気候変動の悪影響と対策措置がもたらしうる影響への対応は、すべての国々が直面する課題である。開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国およびアフリカ諸国の脆弱性を減じ、抵抗力を高めることを狙いとした適応措置の実施を可能にし、これを支援することにより、条約の履行を確保するためには、適応に関する措置と国際協力の強化が急務である。我々は、先進国が十分で予見可能かつ持続可能な資金、技術および能力強化を提供し、開発途上国における適応措置の実施を支援しなければならないことに合意する。

4. 附属書 I 締約国は個別に、または共同で、2020 年に向けた経済全体の排出量数値目標の達成を約束するが、これら目標は 2010 年 1 月 31 日までに附属書 I 締約国が別表 I に掲げた書式で事務局に提出され、INF 文書にまとめられる。これにより、京都議定書の締約国でもある附属書 I 締約国は、京都議定書で着手した排出量削減をさらに強化する。先進国による排出量削減および資金供与の履行は、締約国会議が採択した既存の、および今後採択されるガイドラインに応じて測定、報告、検証するとともに、このような目標と資金供与に関する計算は正確、厳密かつ透明な形で行うことを確保する。

5. 条約の非附属書 I 締約国は、条約第 4 条第 1 項および第 4 条第 7 項に則り、また、持続可能な開発の文脈で、緩和活動を実施するが、これらの活動は 2010 年 1 月 31 日までに非附属書 I 締約国が別表 II に掲げた書式で提出され、INF 文書に編集される。低開発途上国と小島嶼開発途上国は自主的に、また、支援に基づき、活動を講じることができる。国別排出量・吸収量目録を含め、非附属書 I 締約国が今後実施、予定する緩和活動は、締約国会議が採択するガイドラインに基づき 2 年に 1 度、条約第 12 条第 1 項 b 号に則り、国別温室効果ガス排出目録（インベントリ）を含む国別報告書を通じて報告されなければならない。国別報告書に盛り込まれたか、他の方法で事務局に伝達された緩和措置は、別表 II のリストに追加する。非附属書 I 締約国が講じた緩和活動は、各国内で測定、報告および検証しなければならない。その結果は 2 年に 1 度、国別報告書を通じて報告する。非附属書 I 締約国は、その措置の実施状況に関する情報を国別報告書により報告するが、国際的な協議と分析を行う際には、国家主権の尊重を確保すべく明確に規定されたガイドラインに従う。国内適切緩和措置で、国際的な支援を必要とするものについては、妥当な技術、資金および能力強化支援とともに登録簿に記録する。支援を受けた措置は別表 II のリストに追加する。国内適切緩和措置で、こうした支援を受けたものは、締約国会議が採択したガイドラインに従って、国際的な測定、報告および検証の対象とする。

6. 我々は、森林破壊と森林劣化に起因する排出量の削減が果たす極めて重要な役割と、森林による温室効果ガス排出量の吸収を高める必要性を認識するとともに、REDD プラスを含め、先進国からの資金の捻出を可能にするメカニズムを直ちに確立することにより、このような措置を促す誘因を提供する必要性に合意する。

7. 我々は、市場を活用し、緩和措置の費用対効果改善と促進を図る機会を含め、様々な方式を追求することを決定する。開発途上国、特にその経済からの排出量が少ない国々に対しては、排出量を抑えた開発を引き続き進められるような誘因を提供すべきである。

8. 条約の履行強化に向けて、森林破壊と森林劣化に起因する排出量を削減するための多額の資金供与（REDD プラス）を含む緩和、適応、技術開発・移転および能力育成に関する活動の拡充を可能にし、これを支援するためには、開発途上国に対し、新規の追加的で予見可能かつ十分な資金供与をさらに進めるとともに、これに対するアクセスを改善しなければならない。先進国は全体として、国際機関を通じた森林保護と投資を含め、2010年から2012年までの期間について総額300億米ドル規模の新規の追加資金を提供し、これを適応と緩和にバランスのとれた形で配分することを約束する。適応のための資金供与にあたっては、低開発途上国、小島嶼開発途上国、アフリカ諸国など、もっとも弱い立場にある開発途上国を優先する。有意義な緩和活動と実施の透明性を確保するために、先進国は開発途上国のニーズに取り組むことを目指し、2020年までに共同で年間1,000億米ドルを動員するという目標の実現を約束する。この資金は代替的な資金源を含め、官民および二国間・多国間の広く多様な資金源から調達する。適応のための新規多国間資金は、効果的で効率的な基金取り決めを通じて供与し、そのガバナンス機構については、先進国と途上国の平等な代表権を定める。かかる資金の大部分は、コペンハーゲン・グリーン気候基金を通じて供与すべきである。

9. この目的の達成のため、締約国会議の指導を受け、これに対して説明責任を負う閣僚級パネルを設置し、代替的な資金源を含めて、この目標実現に向けた潜在的収入源の供出に関する検討を行わせる。

10. 我々は、条約の資金メカニズムを運営する主体として、コペンハーゲン・グリーン気候基金を設置し、REDD プラスを含む緩和、適応、能力育成、技術開発および移転に関連する開発途上国でのプロジェクト、プログラム、政策その他の活動支援にあたらせることを決定する。

11. 技術の開発と移転に関する措置を強化するため、我々は、当事国主体の方式を指針とし、各国の状況と優先課題に応じて、適応と緩和に関する措置を支援する技術開発・移転を加速するための技術メカニズムの設置を決定する。

12. 我々は、条約の究極的目標も踏まえつつ、本合意の履行状況の評価を2015年までに完了するよう求める。こうした評価を行うにあたっては、摂氏1.5度の気温上昇に関連するものも併せ、科学によって明らかにされた諸事項を参考とする長期的目標の強化の検討を含みうる。

